

鳥取県受動喫煙防止対策支援事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出

(事業開始の20日前まで)



○交付申請は、申請書類を下記提出先に郵送又は持参してください。

○交付申請書類は、県のHPからダウンロードができます。

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/281543.htm>)

2. 交付決定通知到着

(交付申請から原則30日以内)



* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始



○この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了



この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日)

○実績報告は、実績報告書類を下記提出先を郵送又は持参してください。

○実績報告書類は、県のHPからダウンロードができます。

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/281543.htm>)

◎補助金の支払い

実績報告後、精算払いにて支払います。

必要書類は、交付決定通知時にお知らせします。

資料提出・問い合わせ先

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課

鳥取県鳥取市東町1丁目220

0857 - 26 - 7194 kenkouseisaku@pref.tottori.lg.jp